

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 1 号
受付日	平成30年 2月 1日
質問者	伊藤 嗣也 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成30年2月14日
担 当 部 局：政策推進課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 伊藤嗣也 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問名 「中心市街地拠点施設整備基本計画」の諸課題について

■質問

① 中心市街地拠点施設（以下「拠点施設」という。）基本計画（以下「基本計画」という。）策定にあたって開催されたシンポジウム及び懇談会並びに現図書館に設置された新図書館整備に関する意見募集箱等において、新図書館を市庁舎東広場で整備することに対する反対意見が多数提出されたと承知している。

これらの意見聴取は、市民の意見を慎重に聞いて基本計画策定に反映させる意図で開催されたのであるから、提出された意見を羅列するだけでなく、意見を計画にどう反映したのかを示すとともに、計画に反映しなかった意見は、どのような理由で反映しなかったのかを、議員説明が無かった現図書館での意見募集箱等に提出された意見毎に示されたい。

□答弁

平成30年1月24日の議員説明会においても、市民等から聴き取ったご意見について、基本計画にどう反映したのか、反映できなかった意見についてどのような理由で反映できなかったかを示した資料の請求をいただきました。

その時にお答えいたしましたとおり、ご意見の一つ一つに、計画への反映および計画へ反映しなかった理由を示すのではなく、意見ごとに大まかな分類を行い、その中でどのように基本計画に反映したか、また計画に反映しなかった理由をお示しするため、現在資料作成を進めているところです。

現図書館での意見募集箱等に提出されたご意見については、シンポジウムや懇談会において聴き取った意見を分類する中で、その内容を含めることができると考えており、議員説明会において請求いただいた資料の中で、併せてお答えさせていただきたいと考えますので、よろしくご理解を賜りたい。

■質問

- ② 市民の意見聴取では、図書館が新しくなり、面積が増えることに対する期待は寄せられたが、それは、市庁舎東広場でしか実現できない内容ではない。私が一般質問で紹介した立体都市公園制度を活用すれば、都市公園内でも実現可能であり、現図書館敷地を活用した増築や建て替えでも実現可能である。

よって、市民の意見聴取で寄せられた「期待や賛成意見」は、市庁舎東広場以外の場所で図書館を整備する場合でも生かすことができる。

一方、市民の意見聴取で寄せられた「不安や反対意見」は、市庁舎東広場に固有の問題であり、市庁舎東広場での図書館整備が適切でないことを、明確に示している。

市民の「期待や賛成意見」と「不安や反対意見」の両方を大事にするのであれば、市庁舎東広場での図書館整備ではなく、都市公園内や現図書館敷地等、他の場所での図書館整備を行うべきではないか。答弁されたい。

- ③ 現図書館は近鉄四日市駅から徒歩 12 分であり、本町プラザより同駅に近い。基本計画に記されたループバスが運行されれば、より同駅に近くなる。また、現図書館は中心市街地活性化エリアに隣接しており、現図書館が集客力を増せば、中心市街地活性化エリアまで効果が波及する。さらに、現図書館の敷地面積は、4,738.01 m²で法定容積率が 300%あるため、延べ床面積 14,214.03 m²の建築物が整備可能である。

このように現図書館の敷地は、中心市街地活性化に対して十分なポテンシャルを有しているのに、平成 27 年度の「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」において、新図書館の整備場所について、3ヶ所の都市公園と市庁舎東広場しか検討せず、現図書館の敷地は検討しなかった理由を説明されたい。今からでも、現図書館敷地や隣接する久保田公園及び旧虹のホール敷地を活用した中心市街地活性化策（現図書館の増築や建て替え等）を検討すべきではないか、答弁されたい。

なお、現図書館の増築や建て替え等を行う場合、工事期間中の休館が必要であることを、現図書館の敷地を検討しなかった理由に挙げるかもしれないが、久保田公園や旧虹のホール敷地・建物等を活用して、工事中の臨時図書館を開設することが可能である。今年度の図書館吊天井撤去工事において、臨時図書貸出窓口を設けて、利用者への影響を最小限に抑えた実績がある。

□答弁

平成 28 年 8 月より取り組みを進めてきた「中心市街地拠点施設整備基本計画」については、まず、平成 27 年度の「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」において、早期に中心市街地活性化の効果を出すため、またその事業費を極力抑えるという観点から、都市公園や公有地の利活用を前提に、「中心市街地活性化基本計画」で定める区域内的の広場及び都市公園という公有地から候補地の選定を行いました。

具体的には、本市の中心市街地に立地する 3つの都市公園（市民公園、鶉の森公園、諏訪公園）と 1カ所の公有地（市庁舎東側広場）について検討した結果、庁舎東側広場において、新図書館を含む幅広い年代の新たな居場所、かつ交流拠点となる文化施設の整備という方向性が打ち出されました。

また、市議会の議員政策研究会「新しい図書館を考える分科会」において、図書館に関する様々な議論がなされ、近鉄四日市駅から JR 四日市駅の周辺を立地場所に選定すべきとの提案が平成 28 年 5 月には取りまとめられています。

従いまして、今回の基本計画は、市庁舎東側広場において計画案を策定するための予算でありますので、他の立地場所については検討しておりません。

なお、今回の基本計画については、策定後に市議会等の関係者と十分な協議を経たうえで、その実施に着手するものとしていることはご承知おきのとおりでございます。

■質問

- ④ 拠点施設は、新図書館に加えて、多世代交流機能や情報発信・コミュニケーション機能も計画しているが、前者は展示空間や研修室等の貸館であり、後者は床面積 200 m²の小さなコーナーである。

中心市街地には、総合会館、すわ公園交流館、本町プラザ、なやプラザ、文化会館、三浜文化会館、橋北交流会館が整備され、十分な貸部屋や音楽室、練習室、創作スペース等のストックを有するが、稼働率が低い施設も多い。

拠点施設で整備する展示空間や音楽室等は、すでに中心市街地に十分整備されている。本町プラザ入居施設の移転調整等により、祭のバックヤードを本町プラザ内に増やすことも可能である。

人口減少社会における公共施設のスリム化・統廃合が叫ばれ、総務省も公共施設等総合管理計画の策定を各自治体に求めている中、市庁舎東側広場に新たな貸館（多世代交流機能）を整備することは、時代や国の要請に反すると考えるが、答弁されたい。

また、情報発信・コミュニケーション機能は、市庁舎東側広場に新たな建物を建てなくても整備できる。200 m²未満でも情報発信できるため、市庁舎又は総合会館の1階等でも整備できる。そのため、情報発信・コミュニケーション機能を整備するために、市庁舎東側広場に新たな建物が必要とは言えないが、答弁されたい。

□答弁

本基本計画における拠点施設の図書館以外の機能については、平成 27 年度に実施した「中心市街地活性化推進方策検討会議」での議論や提出された報告書の内容や方向性を踏まえて検討したものです。

その中では、中心市街地に根差した多様なイベント及び活動の場やそれらの活動を支援する幅広いサポート機能や、本市への愛着や誇りを持ってもらうための効果的な情報発信機能、また憩いの空間と、図書館機能を複合的に組み合わせ、幅広い年齢層の人々を惹きつける魅力的な空間サードプレイスの創出を目指しています。

これらの機能が融和して相乗効果を高めて中心市街地の活性化につなげるためのものであり、拠点施設整備については、「滞在型図書館機能」、「多世代交流機能」、「情報発信・コミュニケーション機能」、「憩いの空間」を機能とする複合施設を整備していきたいと考えます。

■質問

- ⑤ 基本計画には、拠点施設利用者の駐車場を確保するため、公用駐車場を中央駐車場から、市庁舎から約 250m も離れた職員駐車場へ移すとある。

この移転により、大雨や暴風時等に、市庁舎から公用車駐車場までたどり着くことに非常な困難が生じ、公用車の出動が遅れたり不可能になったりして、災害対応に問題が生じるおそれがある。

平成 27 年の鬼怒川水害では、地上に駐車した常総市役所の公用車がほぼ水没し、災害出動はもとより、水が引いた後の復旧出動もできなくなった。

市庁舎からの監視の目が届かず、ハザードマップで水深 2m の浸水被害が予想される場所へ公用車を移すことで、公用車の盗難や破損、水没等の危険が高まり、平常時や災害時の公用車の財産管理に問題が生じるおそれがある。

危機管理や公有財産管理で問題が生じるため、公用者の駐車場所を、中央駐車場から職員駐車場へ変更すべきではないと考えるが、答弁されたい。

□答弁

基本計画における駐車場需要への対応策については、市役所や新図書館へ来訪される市民の皆様の利便性の向上を第一に優先して検討したものであり、市営中央駐車場の市民利用向けの駐車台数確保と、市営中央駐車場への進入路の改善による、おもいやり駐車場等の確保を計画しました。

従いまして、公用車を移動することによる公用車の管理や災害時における対応への影響などについては、基本的に問題はないと認識しています。

■質問

⑥ 市庁舎と現図書館は、どちらも昭和 47 年前後に建築されたため、現図書館の老朽化が問題なら、市庁舎の老朽化も問題である。本市行政の継続性を確保するために、行政計画に位置づける前から、市庁舎建て替えをシュミレーションしておくのが、行政責任者の任務である。

本市の行政機構の大きさを考えると、市庁舎建て替え中に本庁機能を収容できる仮庁舎を中心市街地で確保することは、極めて困難である。市庁舎を新しい民間ビルに一時入居させ、退去後は当ビルに他の民間テナントに入ってもらおう等も、本市の経済規模では難しい。

そのため、市庁舎東広場は、将来の市庁舎建て替え用地として、空地で維持すべきだと考えるが、答弁されたい。

⑦ 昨年の衆議院議員選挙では、開票事務が終わった市職員を災害対応で招集し、満車の中央駐車場に代えて、市庁舎東広場に市職員の車を駐車させた。

この他にも、大規模災害時における関係機関からの救援車両の駐車や救援物資の集配基地等、市庁舎東広場は災害復興の核となることが期待される。

市庁舎に隣接した空地は、危機対応において極めて重要な役割を果たす空間であり、遊休地ではなく、「市民を守る命綱」である。そのため、様々な非常時対応ができるように、市庁舎東広場は空地で維持すべきだと考えるが、答弁されたい。

□答弁

現在の市庁舎につきましては、平成 18 年～20 年にかけて実施した耐震改修工事において免震化を図ったほか、平成 26 年から 27 年にかけては、南海トラフ地震等による津波の浸水に対応するため、庁舎東側広場の自家発電設備をかさ上げするとともに、非常用の発電設備を新たに設置したところです。

こうしたことを踏まえ、現市庁舎の残りの耐用年数を考えますと、建て替え時期は約 30 年後となりますが、その際には現市庁舎だけではなく、総合会館や中央駐車場といった周辺施設も同様に老朽化してくるものと考えます。

従いまして、現市庁舎の建て替えの際には、市庁舎だけでなく周辺施設も含めて、どのようにこれらの施設を配置して建て替えるのかを一体的に検討する必要があると考えます。

一方で、本基本計画については、市庁舎東側広場について、現市庁舎の約 30 年先の建て替えのために空地としておくのではなく、中心市街地活性化の起爆剤としても期待できるものであり、行政財産の有効活用を図ろうとするものです。

また、庁舎東側広場を含む中心市街地は、大規模災害時において、水深予測に程度の差はあるものの、浸水の可能性がある区域と想定されています。

従いまして、公共施設の整備により、高層階で一定のオープンスペースを有する建物が市民の一時避難場所に十分なり得るものと考えており、市庁舎東側広場を空地とするよりも災害に対する対応としても望ましいと考えます。

■質問

- ⑧ 拠点施設と来庁者を合わせた駐車台数を、中央駐車場とくすの木パーキングで確保するとあるが、拠点施設の利用者によって中央駐車場が満車になった場合、市役所への来庁者が、くすの木パーキングに止めざるを得なくなる。

来庁者の中には、体の不自由な方や高齢者、乳幼児健診にみえる方等、特に雨の日は、市庁舎隣の中央駐車場に車を止める必要性が高い利用者も多い。

そのような市民にまで、市庁舎から遠い、くすの木パーキングへの駐車を強いることは、あらゆる人の移動抵抗を無くそうという、ユニバーサルデザインの思想に反し、行政サービスの大幅な低下ではないか、答弁されたい。

(拠点施設の北側に思いやり駐車場を増設されると言われるかもしれないが、思いやり駐車場利用証は、全ての障害者には交付されず、3歳児検診は利用証交付対象から外れているため、くすの木パーキング利用を強いられる。)

□答弁

本拠点施設を整備する場合には、新たに図書館をはじめ、拠点施設への車での来訪者が増えることが見込まれるため、その需要想定に対して、市営中央駐車場とくすの木パーキングの両都市計画駐車場で台数確保のチェックを行うとともに、体の不自由な方、妊産婦、ベビーカーによる乳幼児連れの利用者、要介護高齢者などの利用について検討を進め、さらにおもいやり駐車場等を新たに10台分設置する考え方を基本計画に盛り込み、対応策として取りまとめたところです。

また、市営中央駐車場およびくすの木パーキングから拠点施設への経路については、基本計画にも示しているとおおり、利用しやすさという視点を持ちながら、通路への屋根の設置やバリアフリーなどの環境整備は必要不可欠でありますので、次の段階では具体的に検討を進めていきます。

■質問

- ⑨ 拠点施設を整備後は、市庁舎への来庁者は、中央駐車場への入場待ちの車列に一旦並ぶものの、満車で動かない車列に途中で諦めて、くすの木パーキングへ回る車が増える。その結果、中央駐車場入場待ちの車列を離れて、三滝通りを北上し、諏訪新道に入り、国道1号線を南下し、中央通りに入って、ようやく、くすの木パーキング入口まで辿り着く、約800mもの迂回をする車があふれることになる。入札や申請等、急ぎの用件の車も多く、約800mも迂回することに焦りを感じて、スピードを上げて、くすの木パーキングへ向かう車も出てくる。このような「うろつき交通」を常時多数発生させると、中心市街地の安全・円滑な交通の確保に反するのではないかと、答弁されたい。

□答弁

拠点施設を整備する場合には、施設利用の利便性を向上するため、駐車場の適切な案内を行うことができるよう、今後進歩が期待されるICT技術の活用もしながら、対応策について検討を進める必要があるものと認識しております。

■質問

⑩ 拠点施設を利用する自動車の駐車台数について、休日は新図書館整備後に増加する利用者数や貸出冊数等を用いて算出しているが、平日は現在の図書館のピーク駐車台数と同じ数字を採用している。休日と平日で、拠点施設の駐車台数の算出方法が異なる理由を示されたい。

また、家でも職場でもないサードプレイスとなる滞在型の新図書館を整備すれば、平日の図書館利用者も増加する。なぜ、拠点施設の平日の駐車台数は、現在の図書館のピーク駐車台数と同じと考えるのか、なぜ、平日の図書館駐車台数は現在より増えないと考えるのか、理由を示されたい。

□答弁

本基本計画における駐車場需要については、「中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会」へ参画する学識経験者の委員からも助言をいただきながら、その想定を取りまとめました。

その中で、最も需要が高い日を土曜日・日曜日の休日と想定した上で、貸出冊数や来訪者の交通方法等における他都市の事例から、休日の図書館に対する需要想定は約 300 台、拠点施設全体として約 365 台を算出しました。

一方で、平日の図書館利用における駐車場需要については、同様に他都市の事例から休日の4分の1から5分の1程度が想定されるとの助言を、策定委員会においていただいています。

これを踏まえると、平日の図書館に対する需要想定は 60～75 台と算出されますが、対して平成 29 年 1 月に実施した現図書館の駐車場利用調査において、ピーク時の利用台数が 73 台との結果が出たため、平日の駐車場需要想定については、実際の利用調査の数字に置き換えて算出をしたところです。

いずれにしましても、より台数の多い休日の需要想定について、その駐車台数確保の対応策の検討を進めて、基本計画を取りまとめているのでよろしくご理解を賜りたい。

■質問

⑪ 自転車の駐輪台数について、市庁舎と拠点施設を合わせて、370 台程度必要と書いてあるにもかかわらず、242 台分の駐輪場しか用意しない理由を示されたい。

また、収容しきれない 128 台分の自転車への対応方針を示されたい。

□答弁

平成 30 年 1 月 24 日の議員説明会にお示しした「中心市街地拠点施設整備基本計画」の P33 において、駐輪場の需要想定については、非常用電源設備の下に既に設置している駐輪場 128 台分と、新たに整備する駐輪場 242 台分以上とを併せて対応することを示しています。

■質問

⑫ 拠点施設北側に、移動図書館車の駐車スペースを配置しているが、この場所に隣接して、ガスガバナや重油ポンプが設置されており、移動図書館車の後退時に車が少しずれただけで、ガスガバナや重油ポンプに衝突し、ガスや重油の噴出事故を招くおそれがある。

移動図書館車は、後ろの見通しが悪いため、車の角をぶつける事故が多く、フェールセーフという設計思想（誤作動でも常に安全となる設計）に立つならば、危険物取扱装置の横に移動図書館車の駐車スペースを設けるべきではないと考えるが、答弁されたい。

⑬ 移動図書館車は、車両の後部及び側面の扉を開けて、図書の積み替えを行うため、図書が濡れないように、移動図書館車を建物の中に収容できる設計が行われる。(現図書館等)しかし、拠点施設では、建物の外に移動図書館車の駐車スペースを配置しており、図書の積み替え時に図書が濡れてしまう。図書という公有財産を既存する非常識な計画をなぜ行うのか、答弁されたい。

⑭ 中央図書館では、図書物流(他市図書館から取り寄せた図書や駅前ポストに返却された図書を仕分けて、あさけプラザや楠交流会館へ送り出す作業。また、その逆の作業)を行う必要があり、図書物流車両の駐車位置の直近に、仕分け作業室を設置する。(三重県立図書館等)

しかし、拠点施設では、夏休みや土日等、移動図書館車2台が昼間も新図書館に駐車している時には、図書物流車両が駐車できる場所がない。

さらに、6階の図書館事務室まで図書を上げて仕分けし、再び1階へ下ろして車に乗せることを強いられる。物流は、1階で荷受けして、1階で仕分けして、1階で再び車に乗せて送り出すように計画するのが常道である。

図書物流車両の駐車場所が無い上に、図書を持って1階と6階の間を何度も往復を強いられる非効率な物流計画をなぜ行うのか、答弁されたい。

□答弁

平成30年1月24日にお示しした中心市街地拠点施設整備基本計画については、施設計画の基本的な考え方を取りまとめたものです。

今後、整備について次の段階に進む場合には、施設機能のレイアウトについても基本計画の考え方を踏襲しながらより詳細に検討していきます。

伊藤議員からのご指摘については、貴重なご意見として受け止め、移動図書館車の待機スペースや搬入スペース等の配置を詳細に検討する際には、移動図書館車の搬入が安全に、また図書が雨に濡れないように必要な対策について検討を進めていきます。

また、現在の市立図書館には図書物流の貨物自動車は駐車する専用スペースは設けていませんが、本基本計画では貨物自動車が一時停車して搬出入を行うスペースの設置を位置づけています。

その上で、図書物流の受入や発送については、現状と同様、図書館の中にスペースを設けるものと考えていますが、詳細な配置やその管理運用などに関しては、施設整備が次の段階に進む際に、より詳細に検討を進めていきます。

■質問

⑮ 一般質問でも指摘したが、拠点施設の新図書館の立地は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)」第一 総則 二 設置の基本 に、適合していない。

同告示は、「市町村は、＜中略＞住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努める」「公立図書館＜中略＞の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努める」としており、本市の人口重心の位置(大井手付近)が、図書館の立地選定にあたって重要な要素である。

平成29年11月定例月議会での私の一般質問に対して、館政策推進部長は、コンビナートで働く人の重心も考慮する必要がある旨を答弁されたが、コンビナートは人手の省力化が進む一方、内陸部の製造業や小売業、サービス業等で働く人が大勢おり、働く人の重心が大井出付近から大幅に東側へ動くことはない。

市立四日市病院は、人口重心に近く、全搬送患者の累計搬送時間が、ほぼ最少になる場所に

立地している。もし、市立四日市病院が市庁舎隣に移転すれば、居住地域から市立四日市病院までが遠くなる市民が多くなり、患者の搬送時間が伸びて、救命率が落ちるであろう。

図書館は、社会教育法に定められた社会教育施設であり、市役所周辺の活性化よりも、教育を受ける市民の利便を第一に考えるべきである。『『市民の図書館』日本図書館協会 1970年』の三大重要項目に記されているように、「図書館を市民の身近に置く」ことが、昔も今も強く求められている。

赤ちゃんから高齢者まで全ての世代が学ぶ図書館だからこそ、教育の機会均等は最重要目標として扱われるべきであり、それを実現するための立地場所は、小学校や中学校よりもさらに慎重に配慮されねばならない。

水沢地区や保々地区の子ども達が学ぶ小学校や中学校を、市庁舎東広場に建てることは、家から学校までの距離を遠くし、教育の機会均等を損なうため、誰の目にも明らかな間違った政策である。

同様に、図書館を人口重心から大きく外れた市庁舎東広場へ移転することは、新図書館の利用対象者である全市民の人口分布に反し、多くの市民にとって、家から図書館までの距離を遠くするため、市民の教育機会均等を図るという最重要目標から外れた、滑稽で迷惑千万で反公共的で反教育的な政策である。この見解に対する答弁を求める。

車で移動する市民が最も行きやすいのが、人口重心である大井手付近であり、鉄道やバスで移動する市民が最も行きやすいのが、近鉄四日市駅である。

そのため、両者の中間地点である、現在の図書館又はその周辺において、新図書館を整備することが、教育の機会均等を実現すべき、教育施設たる図書館にとって、「絶対に譲ることができない一線」だと考えるが、答弁を求める。

(なお、バスは、笹川団地や三重団地、みゆきヶ丘、東芝四日市工場等へ行くバス路線等、近鉄四日市駅や国道1号線より東へ行かないバス路線も多い。それらのバス路線は、市役所前のバス停は通らないが、市立図書館前のバス停は経由する路線が多い。そのため、市役所前バス停は、市郊外と結ぶバス路線が充実しているという基本計画の認識は、適切ではない。市立図書館前バス停の方が、そこを経由したり、同バス停へ直通で行ける乗客が多い。)

□答弁

本拠点施設の新図書館については、市内唯一の中央図書館であることから、その利用圏は全市的であることに配慮し、あらゆる交通手段において利用しやすいことが肝要であり、また、近隣市町の図書館との図書サービスの広域的かつ相互的な利用を踏まえた上で、立地場所も検討する必要があります。

一方で議会におかれましても議員政策研究会の「新しい図書館を考える分科会」において、図書館に関する様々な議論がなされ、近鉄四日市駅からJR四日市駅の周辺を立地場所を選定すべきとの提案が平成28年5月に取りまとめられています。

中心市街地については、公共交通機関や幹線道路など都市インフラが充実し、市内全域からのアクセス性が高く、施設利用者にとって最も利便性の良い場所であることは言うまでもありません。

以上のことから、市立図書館の立地場所につきましては中心市街地に位置することが望ましいと考え、さらに、その中心市街地の中でもどの場所に立地させるべきかということについては、平成27年度に実施された「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」の、4つの候補地における議論や検討、及び取りまとめられた報告書の内容や方向性を踏まえつつ、「JR四日市駅周辺への波及効果」、「市役所や総合会館とともにシビックコアが形成できる」などの相乗効果が期待できることから、平成28年度には、新図書館を含む中心市街地の活性化施設の立地場所の最も有力な候補地として「庁舎東側広場」を選定いたしました。

庁舎東側広場は、中心市街地において近鉄四日市駅とJR四日市駅の間に位置し、鉄道やバスといった公共交通機関にも恵まれた場所であるとともに、中央通りや三滝通りという重要な都市軸が交差する場所です。

立地場所については、市民の住居地や従業地の重心という幾何学的な考え方ではなく、あらゆる交通手段において市民が施設を利用しやすい場所を選定すべきであると考えています。